

【プレジャーボート用指定泊地に関するQ&A】

Q1 新たに使用許可を受けるには、どうすれば良いですか？

泊地に空きがある場合は、随時、許可申請を受け付けています。空き状況については、各泊地の指定管理者にお問い合わせください。

Q2 個人ではなく、法人でも使用許可を受けられますか？

使用許可は、船舶を使用する権利を持っていれば、個人、法人を問わず申請できます。法人格のない任意団体の場合には許可できませんので、その場合は団体の代表者など個人に対して許可することになります。

Q3 使用料はどれぐらいですか？

使用料は、下記表のとおりです。(※別途、消費税が加算されます。)

- | |
|--|
| 1 動力船 |
| (1) 艇長7メートル未満の場合 一月につき 2,400円 |
| (2) 艇長7メートル以上 14メートル未満の場合 一月につき 3,300円 |
| (3) 艇長14メートル以上の場合 一月につき 5,600円 |
| 2 無動力船 |
| 一月につき 1,200円 |

使用許可証の送付時に同封されている納入通知書で、納入期限までに使用許可期間に係る使用料を一括して納入してください。なお、途中で使用を中止した場合であっても、使用料は返還しません。

Q4 使用許可期間はどれぐらいですか？

最長1年です。使用許可期間満了後も引き続き使用を希望する場合は、使用許可期間満了の1月前までに、新たに使用許可申請を行う必要があります。

Q5 使用許可申請に必要な書類は何ですか？

使用許可申請書に以下の書類を添付してください。

- | |
|------------------------------|
| 1 誓約書 |
| 2 小型船舶の新規登録通知の写し |
| 3 船舶検査証書の写し |
| 4 小型船舶操縦免許証の写し |
| 5 その他、指定管理者が必要と認める書類 |
| ・連絡先届出書 |
| ・保険加入者証の写し |
| ・船舶検査手帳の写し |
| ・船舶の写真(正面1枚及び船舶番号が確認できるもの1枚) |
| ・共有代表者選定届(船舶を共同所有している場合のみ) |

Q6 申請書様式はどのようなものですか？

港湾課HPの「港湾・漁港関連申請書」をご参照ください。

Q7 相続が生じたときは、どうすればよいですか？

使用許可を受けた方が死亡し、その相続人が従前の許可内容と同一の内容の使用許可申請を行った場合は、当該使用許可の残存期間は引き続き、泊地使用を許可します。相続が確認できる書類を添付して、使用許可申請書を提出してください。

なお、共有代表者が死亡した場合は、改めて共有代表者選定届も提出してください。

Q8 使用許可を受けている船舶を譲渡・売却した場合、引き続き係留できますか？

船舶を譲渡・売却した場合、譲渡・売却した相手にそのまま泊地使用させることはできません(譲渡人への泊地使用許可は継続しません)。速やかに当該船舶を退去してください。また、納入した使用料は返還しません。

Q9 使用許可を受けている船舶を変更する場合、どうすればよいですか？

係留船舶の変更条件は、「船舶のサイズに大きな変更がないこと」「更新前の船舶が放置船舶とにならないこと」です。係留できる船舶の大きさに制限があるため、購入前に、必ず指定管理者に事前に相談してください。その後、変更前と変更後を比較することができる書類を添付して、使用許可事項変更許可申請書を提出してください。なお、艇長が長くなった場合は、残りの使用許可期間に係る使用料の差額を納入していただきます。逆に、艇長が短くなった場合は、差額は返還しません。